

世界的貧困とグローバル世界： 因果を追うこと、世界の状況を確かめること

木山幸輔

I. グローバルな正義？グローバルな社会？

グローバルという言葉は、その意味の明確な像が結ばれないまま、飽きるほど用いられる（思考停止を誘う危ない？）言葉の一つである（グローバル基準、グローバル人材、スーパーグローバル大学…）。現代規範理論においてもグローバルを伝統的な正義の概念と組み合わせるグローバルな正義と呼ばれる試みが進展し、邦語圏でも2000年代から多くの学術的貢献が重ねられている。しかし、やはりここでもグローバルという言葉の意味の不明瞭性は理論的桎梏となる。世界には貧困が永続している。道徳的要請は、誰から誰に、どのようなものがあるのか、あるとすれば何によるのか。これらの問いへの論者たちによる答えの違いは、正義のグローバル化が何を要求するのか、グローバル化した社会をいかに捉えるかという点に関する幾分異なった認識による部分が大きいと思われるからである。以下、本稿では以下の近著を中心とした検討を通じ、グローバルな正義と社会の擁護されうる捉え方について若干の考察を行ないたい（書評対象：Singer [2009=2014]；Young [2011=2014]）。

II. 正義のグローバル化 1：世界の関係から独立した道徳的要請？

まず世界的貧困への道徳的要請が、貧困の原因とは関係なく生起するとするP・シンガーの議論について⁽¹⁾。彼は、「我々は、限界効用の

レベル——すなわち、さらに援助することで自分ないし自分の扶養者に対して、援助によって救おうとしている人と同じくらいの悲惨な状態を招いてしまうくらいのレベル——に達するまで援助すべきである（Singer [1972：241]）」という強い主張を行い、世界的貧困をめぐるグローバルな正義の議論の嚆矢となった。彼はその基本的理路を、例えば友愛や愛情といった偏愛のある程度の承認（Singer [2004：160-7=2005：203-11；2009=2014：ch. 8]）を行いながらも維持し続け、以下のような援助原理として定式化している（Singer [2009：15-6=2014：18-9]）⁽²⁾。

第1前提：食料、住居、医療ケアの欠如による窮状や死は悪い。

第2前提：もし、あなたに、ほぼ同じくらい重要な何かを犠牲にすることなしに、悪いことがらの発生を防ぐことができる力があるのならば、防がないことは間違っている。

第3前提：あなたは、援助諸機関に寄付することによって、同じくらい重要な何かを犠牲にすることなしに、食料、シェルター、医療ケアの欠如による窮状や死を防ぐことができる。

結論：それゆえ、もしあなたが援助諸機関に寄付をしないのならば、あなたは何か間違ったことをしていることになる。

シンガーが3前提の擁護に用いる論拠はすべて

論争的であるが、紙幅の都合から第2前提のいくつかの論点に絞って検討しよう⁽³⁾。

第2前提に関しては、すでに多くの批判が蓄積されてきた。例えば、シンガーが第2前提の補強に用いる仮想事例を用いた推論——浅い池で子供が溺れているときジーンズを汚すだけで救えるのならば救わないことは間違っている、であるなら、ほぼ同じくらい重要な何かを犠牲にすることなしに悪いことがらから救済できる場合には救済すべきであるとする推論——に対しては、世界的貧困の事例への適用を企図した推論として成功していないという批判が多くなされてきた。曰く、浅い池で溺れる子供の例では、救済対象それ自体が自らのおかれた状況に対して帰責可能性のない主体として捉えられる点で貧困の現状を反映しておらず (Miller [2006 : 236-7])、さらには例が導く要請自体が、「目の前にいる人を助けないことは間違っている」といった、第2前提とは異なるものでありうる (McGinn [1999 : 156])。以上のように例による第2前提の補強も多くの困難を孕むが、以下、第2前提それ自体の孕む2つの困難を指摘したい。

第1に、第2前提は援助者が自己の保護されるべき領域を承認できない虞、あるいはその承認を行なうと援助をしないことが際限なく許容される虞に引き裂かれてしまう。C・マッギンの述べる例から考えよう。あなたは、多くの男性から性的に欲望される美しい女性で、男たちはあなたが簡単に満たすことのできる欲望によって苦しんでいるとしよう。そして、あなたは1日に10回セックスをすることで、これらの苦しみを救うことができるとしよう。第2前提をこの状況に当てはめるならば、あなたは、あなた自身の福利が男たちと同等のレベルになるまで、男たちとセックスすべきであるということになる。マッギンによれば、この「馬鹿げた」結論が導かれるのは、シンガーの原理が

自己を他者の道具としてしまい、自己の保護されるべき領域を承認できない虞を孕んでいるからである (McGinn [1999 : 155-7])⁽⁴⁾。他方で、シンガーがこの虞を「ほぼ同じくらい重要な何か」の犠牲は求めないとするので取り除こうとするなら (Singer [1999 : 303 ; 2009 : 17 = 2014 : 20-1])、その「重要な何か」——その解釈をシンガーは我々一人一人に託している——に代入されうるものは無限に生じてしまう。自らの善き生の追求、個人の自由な活動を通じて豊饒化する学問・芸術・スポーツ…⁽⁵⁾。きっとそれらが重要な何かとして立ち現れ、悪いことがらの生起を防がないことが許容されてしまう。以上のことが意味するのは、第2前提は過大であるか、あるいは過大さを避けようとする理論的頑強性を犠牲にするということである。

第2に、貧困の生起における特別な責任を問うことができない。これは援助を受ける側 (南) が貧困を自ら招いた場合、および援助をする側 (北) が貧困を招いている場合の双方が想定しえ、それぞれがシンガーの困難を示すが、紙幅の都合上、後者に議論を絞って考えよう。結論から言えば、彼の第2前提は、その最終的な状況のみに着眼する性質から、北が南の貧困を生起させてしまっている場合の特別な責任について考慮することができなくなる。例えばシンガーによる、北が南の貧困を引き起こす場合でも、援助の優先度を下げることが妥当であるという記述をみよう。シンガーは、北の「我々」が南の貧困の生起に寄与している——例えば南の腐敗政府との取引を通じて——という議論を行い、問題化する。しかしそれは、その関係の道徳的問い直しとしてではなく、あくまでも「いかに命を救うか」という考慮として、である (Singer [2009 = 2014 : ch. 7])⁽⁶⁾。そして、彼においては、そのような関係とは無関係に——あるいは裏腹に——援助をすべきとするモメントが現れる。ある箇所ではシンガーは「成

長を促進し貧困を削減するために援助が最も有効に機能する国々」に対して援助を行うべきであるとし、「与えられた資源を悪用しないと考えられる、貧しいがかなり良い政府をもつ国々に対して」優先的に援助することを提唱している (Singer [2004 : 191 = 2005 : 242])。しかし、シンガー自身が認めるように南のある政府がよい政府となるかあるいは悪い政府となるかに北の「我々」が大きな影響をもつなら、シンガーの議論は、北が南の悪い政府を招いているにも拘らず、援助対象としてそのような政府をもつ国の優先度を下げる、という状況を正当化してしまう。このように、シンガーの第2前提は、北が貧困を引き起こしている場合にその特別な責任を考慮に入れることに成功しておらず、現行世界における北と南の関係を問い直すことを困難化してしまう⁽⁷⁾。

Ⅲ. 正義のグローバル化 2 : 貧困への因果は問うことができない？

以上、シンガーの議論の2つの困難——過大な／あるいは脆弱な道徳的要請に墮する可能性と、貧困への特別な責任の不問化——をみてきたが、邦語圏でもしばしば肯定的に評価されてきたI・M・ヤングの議論はそれらに応答し得ているだろうか。ヤングは、北と南の関係を貧困を生起させるものとして捉えつつ、その中で生じる構造的不正の存在とそれを取り除く集合的責任を主張する。彼女は、南の苦汁工場スウェットショップにおいて労働者の人権を侵害しつつ生産され、北で安価に消費されるような、北の消費者と南の労働者を結びつける構造的プロセスにおいて構造的不正義が生起しているとする。彼女によれば、生産から消費に至る過程で特定の人々の基本的人権を侵害するそのような構造自体が不正であり、そのような構造的プロセスに参加するすべての主体に責任がある (Young [2007 : 156 ; 2011 : 96 = 2014 : 144])。

ヤングによれば、このような構造的プロセスにおける責任を適切に捉えるには従来の責任モデル——法的責任 (liability) モデル——とは異なる社会的連関モデルの導入が必要である。従来の法的責任モデルの責任観は、責任を課すために不正の起った因果を辿り、責任のある主体を特定するという特徴をもつ (Young [2003 ; 2007 : 172 ; 2011 : 98 = 2014 : 147])。対する社会的連関モデルにおいては、責任は構造的プロセスとの関わりにおいて問われる。「我々の責任は、我々が諸便益を追い求め、諸企図を実現することを目指すような協働と競争の相互依存的プロセスに、他者と共に存在していることから導かれるのである」 (Young [2007 : 175])。ヤングは、この責任の社会的連関モデルから、そのような北 (および南) の諸主体に、構造的不正の是正への集合的行為の責任が生まれるとしている。以上瞥見してきたように、ヤングの議論においては、法的責任モデルのように因果的に特定された主体に責任を課すのではなく、構造的プロセスの中に存在する諸主体に集合的責任を課すところに最大の特徴がある。

しかし、ヤングによる法的責任モデルから社会的連関モデルへの移行の主張は深刻な問題を孕む。それは、後者が責任を、構造的プロセスとの関わりの中で集合的に割り当てる——権能、特権、利害、集合的能力といった基準がプロセスにおける諸主体の責任の基準として提示されている (Young [2007 : 183-6 ; 2011 : 144-7 = 2014 : 214-9]) ——ことから、人権侵害あるいは人権遵守をなす諸々の主体の行為を適切に評価できないことに起因する。以下のような事例を考えてみよう。ある多国籍企業A (あるいはその経営者・株主たち) は、南の国の下請け工場働く労働者の人権状況を重視し、下請け会社が人権状況を護守する諸々の施策を打ち出している。多国籍企業B (あるいはその経営者・

株主たち)は、その生産の過程において南の国で働く労働者を人権侵害と言える状態に留めている。同時に、企業Aは、その生産する商品を有名人がたまたま着用したことから流行商品を生み大きな利益を得ているが、企業Bは、企業Aに比べて、利益を得てはいない。この時、ヤングの述べる責任の割り当ての「集約的能力」条件に注目すれば、企業Aの経営者・株主は企業Bに比して大きな利益から資源を活用する能力を得ていることとなり、彼女の議論からすれば、より大きな責任を果さなくてはならないことになる。しかし、人権遵守状況から言えば、企業Aはよい企業であり、企業Bは悪い企業である。ヤングにおける責任の割り当ては、人権保護をなすよい企業(の経営者・株主)に対し人権の侵害を放置する悪い企業よりも責任の履行を求めてしまうというジレンマを抱えてしまう。

このような問題を避けるには、法的責任モデルに立ち返る——人権侵害に至る因果関係を辿る——しかない。ヤングのように構造的プロセスにおける責任を集約的に割り当てることは、その集合の中における個々の主体の行為の道徳性(規範的に望ましいものか否か)を評価できないという問題を抱え、それを避けるためには、責任の集約的な割り当てを放棄し、個々の主体の行為が人権侵害状況に(あるいは人権遵守状況に)どのように寄与しているのかを判断していくしかない⁽⁸⁾。

このような本稿の主張に対して、ヤングが存命だったなら以下のように反論するかもしれない。すなわち、

特定の諸個人や諸機関が構造的な帰結に与える特定の因果的な関係はしばしば追跡不可能であるために、帰結を引き起こした主体を特定し、その引き起こした程度に応じて補償ないし矯正を行うよう求めようとすることに

意味はない(Young [2007: 178; cf. 2011: 100 = 2014: 149])

とし、その困難性をもって、因果的追跡を放棄すべきであると主張するかもしれない。

しかし、これは現行のグローバル社会が、人権侵害状況を永続させると同時に、人権侵害を行なっている主体を特定したり非難したりするような組織を存在せしめ、かつそれが影響力を増していきうることを見逃している⁽⁹⁾。ヤングが因果的追跡は不可能であるというとき、それは現代社会の様相を的確に捉えているとは言い難いし、にも拘らず、人権違背状況に対して構造的プロセスに注目する形で「集約的」に責任を履行することを主張し続けるとすれば、個々の諸主体による人権状況改善をも評価できない虞を包有し続けてしまう。

IV. 結 グローバルな社会と正義：因果を追うこと、世界の状況を確認すること

以上のヤングの議論の検討から明らかとなったのは、その議論はシンガーの第2前提より厳格な道徳的要請——人権の侵害をしないこと⁽¹⁰⁾——に依拠しつつも、その因果的追跡を放棄する点は擁護し得ない、ということであった。もはや紙幅はないが、本稿での検討から示唆されるのは、シンガーの要求よりも厳格な要求——例えば「ほぼ同じくらい重要な何か」のような条件に左右されず人が人間であるという資格においてもつ人権——をもとに世界的貧困を問うこと、そして、人権の侵害がグローバルな関係によって形づくられていることを問題化するなら、その関係にどのように寄与しているかといった人権侵害に至る因果的関係を追うことの重要性である——このような構想の一例として、その詳論に異論は多いにせよT・ポグゲの議論を挙げることができよう(Pogge [2008])——。グローバル化した社会と正義は

我々に自身の冷静な分析を求めている。

註

1. なお、シンガーの議論は正義とは異なる要請の提示であると捉えられることも多い。例えばL・ヴァレンティーニはシンガーの議論を人道（ないし与益・慈善）の義務——彼女によれば正義の原理と異なりその違背が違背者による他者の権利違背とならない——を提示するものと解している（Valentini [2011 : 8-10, 49]）。しかし、この理解は正義概念の定式化に際し個人的権利に承認を与えない種類の正義構想を排除してしまう難点をもつ（井上 [1986 : 35]）とともに、「人道の義務」としての表現が、援助を慈善の行為ではなく義務であるとするシンガーの議論の地位（Singer [1972 : 235 ; 2011 : 200] ; 鶴田 [2008 : 145] ; 馬淵 [2010 : 153]）を適切に評価していない。本稿ではシンガーの議論を（重要なことがら、悪いことがらといった指標で）「等しきものは等しく、不当なるものは不当に」とする正義定式の範囲内にあるものであると捉える。
2. シンガーによる同様の定式化は幾分異なった表現でSinger [2011 : 200] にも見られるが、本稿では検討の準拠点として以下のものを用いる。
3. 本稿では十分に言及できない第1および第3前提の擁護論拠のうちのいくつかは困難である。まず第1前提に関して、シンガーはすべての影響力がある哲学・倫理学理論において黄金律のような教えが成立し、このような窮状や死を悪いと見なさない理論があるとは思われないと断じる（Singer [2009 : 16-7=2014 : 20 ; 2011 : 10-1, 200]）が、シンガーが黄金律の功利主義的解釈として提示する「道徳的な熟慮をする際に我々が自分の行動に影響される人々全員の同様の利益に等しい重みを置く」という「利益の平等な考慮の原理」に基づくすべての人への不偏的配慮の要請（Singer [2011 : 11-2, 20]）のみならず、黄金律それ自体も、すべての社会に支持されている規範であるという論証は不可能である（cf. 木山 [2014 : 213-9]）し、実際、影響力ある哲学者たち——例えばホップズやルソー——は黄金律に代わる格率を採用したと解することもできる（Strauss [1953 : 266-7=2013 : 343]）。以上から少なくとも第1原理に対するシンガーの擁護の理路の一部はレトリックとしての意味しかもない。また、第3前提に関しても彼の依拠する援助に関する経験的想定——ランダム化比較試験に基づく援助構想やビッグ・プッシュ型援助構想の有効性の想定——はおおいに問われうる。
4. このマッギンの議論は馬淵浩二先生より教示頂いた。
5. シンガーの援助原理へしばしば向けられた批判の多くはこれらの居場所を確保できず、犠牲の原理となってしまうというものであった（Miller [2010 : ch. 1] ; Risse [2012 : 91-2, 110]）。なおシンガーはこの点について、現実の世界における貧困の残酷さを述べ、個人・社会における贅沢の継続は他者の苦しみの是認であるとし、援助側が犠牲を払うよう説得しようとし続けている（Singer [2009 : 149-50=2014 : 199-201 ; 2011 : 212-3]）。
6. 精確にはシンガーはJ・ナーヴソンのようなリバタリアンに対する援助の義務の説得戦略として、我々が貧困層に危害を加えている、というものを用いており、貧困の原因に起因する道徳的要請を承認しているかのようなどころもある（Singer [2009 : 28-33=2014 : 36-43]）。しかし、この理路はシンガーによる上記の定式化からは導かれず、異なる正当化の理路として扱われる。
7. とはいえ、シンガーが自らの倫理的立場として依拠する二層功利主義それ自体においては、その批判的レベルにおいて北と南の関係を考慮に入れないことが一層の帰結の悪化を招く、といったことが示されるな

らば、それを考慮に入れるよう修正が求められるかもしれない。しかし、シンガーの第2前提の基本的要請が修正された気配はないし、そもそもシンガーの援助原理がコスモポリタン功利主義の要請であるとしばしば解される (e. g. Young [2011=2014 : ch. 5]) のに反して、シンガー自身はある箇所です自身の原理自体は功利主義とは独立しておりそれを共有しない者への説得を目指すものだとしている (Singer [1999 : 334 note 27])。

8. 以上では、構造の内部において因果的関係を追うことを主張したが、ヤングの述べる通り、おそらくはどのような主体も危害を与えたとは見なされないなかでも、構造に不正は生じうる (Young [2011=2014 : chs. 1, 4])。しかし、ここでもそのような構造を支えていることに対し、それに至る因果関係 (その構造の維持への寄与) を問う。ヤングは化石燃料を多く消費するような集会的行為のなかで誰一人気候変動を生むプロジェクトに関わっていないとし、このような構図は不正義を生み出す構造上のプロセスと同型であるとしているが (Young [2011 : 102=2014 : 152-3])、諸主体がどれだけ温室効果ガスを排出・抑制し、さらに温室効果ガスに関わる政策にどのような態度を示しているかを問うことができるのと同様、諸主体の構造内部での行為の道徳性ととともに、構造の維持にどのように寄与しているかも問うことができるはずである。
9. 人権侵害に寄与する主体に対する、国連・国・市民による規制については、例えば横田 [2006] を参照のこと。
10. なお、ヤングは苦汁工場にいたる社会的連関が労働者の基本的人権を侵害していることを問題化しているが、あらゆる構造的不正の閾値として人権が設定される訳ではないことに留意が必要である。また、C・グールドが指摘するように、ヤングの議論においては人権は構造的プロセスとの関わりでのみ問われるが、全ての人間がその資格においてもつ人権という構想との彼女の構想の関係はおおいに問われる (Gould [2009 : 204])。

文献

- Gould, Carol C. (2009) "Varieties of Global Responsibility : Social Connection, Human Rights, and Transnational Solidarity," Ann Ferguson & Mechthild Nagel (eds.) *Dancing with Iris : The Philosophy of Iris Marion Young*, Oxford : Oxford University Press, 199-211.
- 井上達夫 (1986) 『共生の作法 : 会話としての正義』 創文社.
- 木山幸輔 (2014) 「グローバル世界における人権の導出 : 自然法アプローチと尊厳構想へ向かって」『政治思想研究』 14 : 201-33.
- 馬淵浩二 (2010) 『倫理空間への問い : 応用倫理学から世界を見る』 ナカニシヤ出版.
- McGinn, Colin (1999) "Our Duties to Animals and the Poor," in Dale Jamieson (ed.) *Singer and His Critics*, Oxford : Blackwell, 150-61.
- Miller, David (2006) *National Responsibility and Global Justice*, Oxford : Oxford University Press.
- Miller, Richard (2010) *Globalizing Justice : The Ethics of Poverty and Power*, Oxford : Oxford University Press.
- Pogge, Thomas (2008) *World Poverty and Human Rights : Cosmopolitan Responsibilities and Reforms 2nd Edition*, Cambridge : Polity.
- Risse, Mathias (2012) *Global Political Philosophy*, London : Palgrave Macmillan.

- Singer, Peter (1972) "Famine, Affluence, and Morality," *Philosophy and Public Affairs*, 1(3): 229-43.
- Singer, Peter (1999) "A Response," in Dale Jamieson (ed.) *Singer and His Critics*, Oxford: Blackwell, 269-335.
- Singer, Peter (2004) *One World: The Ethics of Globalization 2nd Edition*, New Haven: Yale University Press.
=(2005) 山内友三郎・榎則章(監訳)『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂.
- Singer, Peter (2009) *The Life You Can Save: How to Do Your Part to End World Poverty*, New York: Random House.=(2014) 児玉聡・石川涼子(訳)『あなたが救える命: 世界の貧困を終わらせるために今すぐできること』勁草書房.
- Singer, Peter (2011) *Practical Ethics: Third Edition*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Strauss, Leo (1953) *Natural Right and History*, London: The University of Chicago Press.=(2013) 塚崎智・石崎嘉彦(訳)『自然権と歴史』ちくま学芸文庫.
- 鶴田尚美 (2008)「飢餓救済の倫理」山内友三郎・浅井篤(編)『シンガーの実践倫理を読み解く: 地球時代の生き方』昭和堂、140-65.
- Valentini, Laura (2011) *Justice in a Globalized World: A Normative Framework*, Oxford: Oxford University Press.
- 横田洋三 (2006)「「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任についての規範」について」『季刊企業と法創造』8: 5-14.
- Young, Iris Marion (2003) "From Guilt to Solidarity: Sweatshops and Political Responsibility," *Dissent*, 50(2): 39-44.
- Young, Iris Marion (2007) *Global Challenges: War, Self-Determination and Responsibility for Justice*, Cambridge: Polity.
- Young, Iris Marion (2011) *Responsibility for Justice*, Oxford: Oxford University Press.=(2014) 岡野八代・池田直子(訳)『正義への責任』岩波書店.

※本稿は文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費13J06783）の助成による研究成果の一部である。

※本稿は2012年12月に提出された修士論文「世界的貧困への応答としてのグローバルな正義：正義の存立、共同体、人権、援助へのアプローチ」の2章4節1項および3項（102-8、114-7頁）において展開された議論に大幅な論拠の省略を含む修正を加えたものである。修士課程の指導を賜った山脇直司先生、および本稿に関し有益なコメントを下さった方々、特に森政稔、松原隆一郎、山本芳久の各先生及び匿名の査読者に感謝する。